

改正

平成25年2月25日議会規則第2号

香取市議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香取市議会政務活動費の交付に関する条例（平成19年香取市条例第19号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者（以下「会派代表者」という。）及び政務活動費の交付を受けようとする議員の職にある者（以下「議員」という。）は、政務活動費交付申請書（別記第1号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 会派代表者及び議員は、前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、政務活動費交付変更申請書（別記第2号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派代表者であった者は、会派解散届（別記第3号様式）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条の規定により申請のあった会派及び議員について交付すべき年度分の政務活動費の額を決定し、当該会派代表者及び議員に政務活動費交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派代表者及び議員は、前条の規定による政務活動費の交付の決定を受けたときは、速やかに議長を経由して市長に政務活動費交付請求書（別記第5号様式）を提出するものとする。

(収支報告書)

第5条 条例第8条第1項に規定する収支報告書は、別記第6号様式とする。

2 前項に規定する収支報告書を提出するときは、領収書その他の支払いを証する書類を添付しなければならない。

3 議長は、条例第8条第1項の規定により提出された収支報告書の写し及び前項の規定により提出された領収書その他の支払いを証する書類の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書その他の支払いを証する書類の写し等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月25日議会規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の香取市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、会派解散届、政務活動費交付請求書及び市長が通知する政務活動費交付決定通知書から適用し、この規則の施行の前日にこの規則による改正前の香取市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、会派解散届、政務調査費交付請求書及び市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

別 記

第1号様式（第2条第1項）

第2号様式（第2条第2項）

第3号様式（第2条第3項）

第4号様式（第3条）

第5号様式（第4条）

第6号様式（第5条第1項）